## 厚生労働委員会

食 品 衛 生 法 の 部 を改正する法 律 案 (衆 第四四号)(衆 議 院 提 出) 要旨

本 法 律 案 は、 最 近 に お け る 食 品 衛 生 法 に 違 反 する 食 品 等 の 販 売 き 輸 入 の 事 例 が 続発 してい る 状 況 等 に かん

が み、 食 品 衛 生 上 の 危 害 の 発 生を防 止するた め、 食 品 衛 生 法 違 反 ۲ な る お そ れ が 高 ١J 定 の 食 品 等 に つ L١ て

そ の 輸 Ý 販 売 等 を 包 括 的 に 禁止することができる 新 た な 制 度 を 創 設 U ようとする も の で あ ı) そ の 主 な 内

容は次のとおりである。

厚 生 労 働 大 臣 は 特 定 の 玉 若 L < は 地 域 に お L١ て 製造 等が なさ れ 又は 特 定 の 者 に ょ IJ 製 造 等 が な さ れ

た 特 定 の 食 品 又 は 添 加 物 に つ ١J て、 食 品 衛 生 法 違 反 の 食 品 等 が 相当 程 度 含ま れ る お そ れ が あ る لح 認 め 5 れ

る 場 合 は 健 康 被 害 が 生 ず る おそ れ の 程 度 等 を勘 案 し て、 あ 5 か じ め、 関 係 行 政 機 関 の 長 に 協 議 の 广 薬

事 食 品 衛 生 審 議 会 の 意 見 を聴 L١ て、 当 該 食 品 等 の 輸 Ý 販 売 等を禁止 することができる

の 処 分が 行 わ れ た 場 合に お 11 て、 厚 生 労 働 大 臣 は 利 害 関 係 者 か 5 の申 請 等に 基づき、 食 品 衛 生 上 の

危 害 の 発 生 の お そ 'n が な しし と認 めた場合は、 薬 事 食 品 衛生 一審議 会の 意見 を聴 しり ヾ 輸 Ý 販 売 等 の 禁 止

措置の全部又は一部を解除するものとする。

Ę 器具、 容器包装及び乳幼児用おもちゃについても、一、二と同様の措置を講ずる。

四 厚生労働大臣 及び都 道 府県知事 į 食品衛生法に違反した者の名称等を公表し、 食品衛生上の危害の状

況を明らかにするよう努めるものとする。

赶 新たな禁止規定に違反した者につい ての罰則を設けるとともに、 食品衛生法の規定に違反した者に対す

る罰金の引上げを行う。

六 この法律は、 公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。